



安全就業ニュース



すべての災害は防ぐことができる


安全はすべてに優先する

～ 安全就業の心得 みんなで守ろう10箇条 ～

- ①日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。(年に1回は健康診断を)
- ②仕事の前日は十分に睡眠をとりましょう。
- ③服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥加齢による身体の機能低下を十分認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦仕事をするときは急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨共同で仕事をするときは、合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

就業上の注意事項について

～発注者からのクレーム、トラブルを防ぐために～

1. 発注者との事前の打合わせは必ず行ってください
「作業日時」「作業時間」など、丁寧な説明を心がけてください。
2. **無届け就業と事務局への連絡について** (就業後ではなく、就業前に連絡をお願いします)
 就業先の発注者宅で「**仕事の追加**」「**変更**」「**新規の発注**」の話を受けた後に、事務局に連絡をせず、仕事をするとならば「無届け就業」となります。トラブルや事故は保険の対象外となり、全て個人で解決していただくこととなります。
3. 発注者から「次回もお願いします」と言われたら、事務局に連絡をお願いします。
4. 就業報告書は正しく記入し、早めに提出をお願いします。
※白紙の就業報告書に押印を求める行為は絶対にしないでください。

事故ゼロ、クレーム・トラブル ゼロを目指しましょう!



お客様から、お礼の声が多数寄せられています。そのうち1件ご紹介します。庭木の手入れ: 淀江町のお客様より「大変きれいにしていただきありがとうございます。くれぐれも会員にお礼を伝えてください」とお礼の連絡をいただきました。





2022年（令和4年）秋の
全国交通安全運動の推進
要綱が発表されています
（中央交通安全対策会議
交通対策本部決定）。

運動の実施期間は、
9月21日（水）～30日
（金）の10日間で

運動期間最終日の9月30
日は、「交通事故死ゼロを
目指す日」となっています。

依然として歩行者の交
通事故被害が目立ってい
ます。



就業先での事故について（安全標語：気を抜くな あせる気持ちで 事故の元）

事故発生状況(令和4年8月)

怪我をした、物を壊した・・・

安全は全てに優先する。



- ・派遣は労災の手続き（治療費、休業補償等）が必要です。労働基準監督署に報告が必要な場合があります。
- ・請負はシルバー保険の手続き（治療費）が必要です。物を壊した場合は、賠償保険で補償対応することになります。

No	区分	性別・年代	事故の内容	怪我の程度
1	除草(請負)	男性・70代	除草作業中、草刈り払機械で警備機器のケーブルを切断した。	損害額 5,500 円

安全は全てに優先する・・・声かけを行うなど周囲の状況を確認しながら作業を行ってください

- ◎仕事をするときには急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう
- ◎共同で仕事をするときには、合図・連絡を正確に行いましょう

※事故が発生した場合、すみやかに事務局に電話連絡してください(☎ 0859-32-2633)

一刻を争う場合は、迷わず「119番通報」して救急車を呼んでください

